清瀬市まちづくり基本条例に関する条例運状況用調査

202208-1

問2②　条例第8条関係

清瀬市まちづくり委員会は、清瀬市まちづくり基本条例（以下「条例」という）第９条第２項に基づき、条例が適切に運用されているかを審議し、その結果を市長に対し提言することを目的としています。
各計画において設置された委員会について**令和３年度**の実施状況等をご回答ください。

①委員会等の名称	②設置年度	③設置根拠法規の名称	④設置根拠の区分	⑤開催回数（回）※書面開催含む	委員構成（令和4年3月31日現在）										会議の運営												課名
					⑥総数（人）	女性委員 ⑦人数（人）	女性委員 割合（%）	⑧委員長の男女別	公募委員 ⑨総数（人）	公募委員 ⑩公募委員がいない理由	公募委員 ⑩が「その他」の場合具体的な理由	公募委員 ⑪女性委員（人）	公募委員 ⑫男女同数となっていない理由	公募委員 ⑫が「その他」の場合具体的な理由	会議の公開 ⑬公開状況	会議の公開 ⑭非公開の理由	会議の公開 ⑭が「その他」の場合具体的な理由	⑮開催の周知 市報	⑮開催の周知 ホームページ	⑯傍聴の有無	⑰会議録の公表 公表状況	⑰会議録の公表 ホームページ	⑰会議録の公表 その他(具体的に)	周知・公表を行わなかった理由（⑮⑰で〇がない場合）	⑱市民の意見の聴取 有無	⑱市民の意見の聴取 聴取方法	
例）清瀬市まちづくり委員会	H15	清瀬市まちづくり基本条例	条例	3	20	10	50%	男	20			10			公開			○	○	○	○	○			有	ワークショップ	シティプロモーション課
清瀬駅南口児童館・中央図書館等複合施設及び中央公園整備基本計画	R3	清瀬駅南口地域児童館整備基本計画策定検討委員会設置要領	要領	4	10	4	40%	男	2			1			公開			○	○	○	○	○			有	ワークショップ、パブリックコメント、小中学生からの意見聴取（六小・二	未来創造課
清瀬市公共施設再編計画（地域レベル編）	設置なし。市民との合意形成は、パブリックコメント、PTA意見交換会、地域別意見交換																										未来創造課
清瀬市DX推進計画	H15	清瀬市情報化推進委員会設置要綱	要綱	4	10	1	10%	男	0	２専門的な内容のため公募に馴染まない。		0			非公開	3その他	情報化推進委員会は、セキュリティ対策に関することや	×	×	×	×	×		情報化推進委員会は、セキュリティ対策に関することや	有	パブリックコメント	DX推進課
清瀬市国土強靭化地域計画	「清瀬市国土強靭化地域計画」策定の際に委員会を立ち上げなかった理由については下記のとおりです。 1、計画策定をどういう形でやるのか総務部内で検討した結果、専門機関に現状分析してもらい課題に対する最適な手法を選定してもらうことが望ましいとの理由で委託による策定となった。 2、市民の計画策定への関わり方としてはパブリックコメントを実施した。																										防災防犯課
清瀬市一般廃棄物処理基本計画	「清瀬市一般廃棄物処理基本計画」及び「清瀬市災害廃棄物処理計画」策定 計画については条例の規定により「清瀬市廃棄物減量等推進審議会」において策定した。 清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 （廃棄物減量等推進審議会） **第9条**　市長は、一般廃棄物の減量及び再利用の促進並びに生活環境の保全に関する事項を審議するため、清瀬市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。 ２　審議会は、一般廃棄物の減量及び再利用の促進、生活環境の保全に関する施策その他重要な事項について、市長の諮問に応じ調査及び審議し、答申する。																										環境課
清瀬市災害廃棄物処理計画																											環境課
清瀬市雨水管理総合計画	「清瀬市雨水管理総合計画」策定の際に委員会を立ち上げなかった理由については下記のとおりです。 1、計画策定をどういう形でやるのか都市整備部内で検討した結果、専門機関に現状分析してもらい課題に対する最適な手法を選定してもらうことが望ましいとの理由で委託による策定となった。 2、市民の計画策定への関わり方としてはパブリックコメントの実施した。																										下水道課